府公第 172 号 - 1 平成 24 年 9 月 7 日

公文書管理委員会 委員長 御厨 貴 殿

内閣総理大臣 野田 佳彦

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第29条第2号の規定に 基づき、別紙環境省行政文書管理規則改正案について、諮問します。 ○環境省訓令第 号

環境省行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 月 日

環境大臣 細野 豪志

環境省行政文書管理規則の一部を改正する訓令

環境省行政文書管理規則(平成 23 年環境省訓令第3号)の一部を次のように 改正する。

第1条中「環境省」を「環境省(原子力規制委員会を除く。以下同じ。)」に改める。

附則第1項中「訓令」を「規則」に改める。

附則

この規則は、平成24年 月 日から施行する。

## ○環境省行政文書管理規則新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

行

改正案

現

(目 的)

第1条 この規則は、公文書等の管理に 関する法律(平成21年法律第66 号。以下「法」という。)第10条第 1項に基づき、環境省(原子力規制委 員会を除く。以下同じ。)における行 政文書の管理について必要な事項を 定めることを目的とする。

附則

1 この<mark>規則</mark>は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(目 的)

第1条 この規則は、公文書等の管理に 関する法律(平成21年法律第66 号。以下「法」という。)第10条第 1項に基づき、環境省における行政文 書の管理について必要な事項を定め ることを目的とする。

附則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

## (理由)

環境省の外局に原子力規制委員会が設置されることに伴う改正。 原子力規制委員会設置の日(平成24年月日)から施行する。